

住居確保給付金（家賃補助）のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



最新版（R7. 4. 1改訂）

住居確保給付金とは

離職や自営業を廃業した方、または個人の責に帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業」等）により、経済的に困窮した方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分（収入により調整あり）を支給するとともに、担当相談支援員・就労支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

重要

住居確保給付金は、家賃のことを心配せずに安心して就職活動を行えるように支給されるもので、常用就職をして生活を安定させることが目的です。支援にあたっては、生活を立て直しできるよう自立相談員が、利用者ごとにプランを立てて支援します。

世帯全体の生活状況をお話いただき、誠実で熱心な就職活動をする必要があります。



常用就職：期間の定めのない労働契約または6カ月以上の労働契約による就職

住居確保給付金を受けることができる方

申請時に次の1～8の全てに該当する方が対象です。

- 1、離職や自営業の廃業または、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれがある。
- 2、次のいずれかの状態にある。
 - ①申請日において離職から2年以内である。
※離職後2年以内に、妊娠・出産・育児・疾病などで求職活動ができない状況にあった方は、相談員にご相談ください。
 - ②個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに減収し、個人の就労状況が離職か廃業の場合と同等程度の状況にある。
- 3、離職日に、主たる生計維持者であった。
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)

- 4、申請月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（税金天引き前の総支給額）の合計額が次の表の収入基準額以下である。

収入基準額			計算方法
世帯人数	基準額	家賃上限額	
1人	84,000円	53,700円	基準額（左記）＋実際にかかっている家賃額（管理費は含まない）※ ※算定する家賃額には世帯人数ごとに上限額があり、家賃上限額までの金額しか計上できません。 （例）単身世帯で家賃が8万円の場合 84,000円＋53,700円（家賃上限額）＝137,700円
2人	130,000円	64,000円	
3人	172,000円	69,800円	
4人	214,000円	69,800円	
5人	255,000円	69,800円	
6人	297,000円	75,000円	
7人以上	334,000円	83,800円	

【収入に入らないもの】

- ・22歳以下で学校教育法に規定される学校に就学中の子の収入
- ・借入金、退職金、児童手当、貸与型・給付金型奨学金、各種保険金

- 5、申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	資産上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

【金融資産】

手持ち現金、預貯金（定期預金や外貨を含む）、債券、株式、投資信託（NISA含む）、暗号資産

※負債がある場合、金融資産との相殺はしません。

- 6、公共職業安定所に求職申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行う。あるいは、自身の都合によらず減収している場合であって、経営改善に意欲的な者については、自治体が指定する経営相談先に継続的に相談を行い、経営相談先の指導のもとで自立に向けた活動計画を作成・実行を熱心に行う。（※公共職業安定所での就職活動をするよう自治体が指導することもあります。）

- 7、自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付などを、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

8、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中に行っていただくこと

受給期間中は、就労支援員との面談を通じて、就職活動をしていただく必要があります。支給期間中は担当相談員や就労支援員の助言を聞き、就職活動を行ってください。受給者は、下記活動のほか、相談員が支援に当たり作成したプランに基づいた活動を行う必要があります。活動内容の報告がない場合や、求職活動要件を満たしていない場合、相談員の指示に従わない場合は、その事実が確認できた時点で中止となります。

ア 2年以内の離職・廃業があった方、自身の都合によらない減収者

- ①公共職業安定所に求職申込みを行う。
- ②月に4回以上、自立相談支援機関での面接等の支援を受ける。
- ③月に2回以上、公共職業安定所等で職業相談などを受ける。
- ④原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

※職業訓練受講者は①、③、④が免除され、②は職業訓練の合間を縫って実施します。相談員の指示に従ってください。

イ 自身の都合によらない減収者のうち、自営業者で経営改善に意欲的であり、経営相談を継続して行える方

- ①原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。
- ②経営相談先の助言などのもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上計画に基づいた取組みを行う。
- ③月4回以上、自立相談支援機関の面談を受け、計画どおり活動ができているか報告を行う。

※イについては、自立相談員が資格を確認し、ご案内します。

経営相談先からの事前相談を受けることが必要です。

経営相談先からの助言により公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当とされた場合には、アの求職活動を行っていただきます。

就労支援員とは？

生活福祉課には、就労を専門に支援する支援員が常駐しています。就職活動の方法、履歴書の書き方、面接の方法や求人情報の提供など、就職活動に関する様々な支援を行います。



支給される金額や期間について

$$\text{支給額（※）} = \text{基準額} + \text{実質家賃} - \text{世帯収入額}$$

- ・基準額以下の収入の方は、家賃上限額以内であれば、実家賃額が支給されます。

世帯人数	基準額	家賃上限額
1人	84,000円	53,700円
2人	130,000円	64,000円
3人	172,000円	69,800円
4人	214,000円	69,800円
5人	255,000円	69,800円
6人	297,000円	75,000円
7人以上	334,000円	83,800円

（※）支給額には、家賃上限額があり、世帯人数により異なります。（左記太枠）
上限を超えている場合は上限額が支給されます。

- ・家賃額には、管理費や駐車場代、光熱水費等は含まれません。
- ・申請日前の滞納家賃へ充当することはできません。

【支給期間】

原則3ヶ月間です。

最初の3カ月間で常用就職ができず、誠実で熱心な就職活動を実施し、自立相談員が、延長することが常用就職のために必要だと判断した場合に延長が可能です。

【支給方法】

生活福祉課から、大家・不動産業者等（以下、不動産業者等）へ直接振込 ※申請者の口座には振り込まれません。

延長・再延長について

- 1 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、常用就職ができなかった場合は3か月間を限度に2回まで延長および再延長することが可能です。
ただし、次の要件①～③を満たしている必要があります。
 - ①受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ②世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
 - ③上記2点を満たしており、相談員が就職のために必要と判断した場合。

延長については、受給期間の最終月に手続きが必要です。

- 2 延長および再延長後の支給額は、延長および再延長申請時の収入に基づいて再計算されます。収入額によっては、延長および再延長前の支給額より減額となる場合もあります。

住居確保給付金を中止する場合があります

- 1 受給者が、誠実かつ熱心な就職活動を行わない、または自治体の指示に従わない場合は、事実が確認できた月から中止します。
- 2 申請者が常用就職し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合や在籍している会社等で、就業機会が増えるなど、勤務・収入状況が改善した場合は、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
また、収入の報告を怠った場合にも中止します。
- 3 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（大家からの要請の場合や担当相談支援員の指示による場合を除く。）中止します。
- 4 支給決定後、虚偽の申請など不適正な受給に該当することが明らかになった受給者は、直ちに支給を中止します。
- 5 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合は、支給を中止します。
- 6 支給決定後、受給者または受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合には、直ちに支給を中止します。
- 7 受給者が、生活保護費を受給した場合は中止します。
- 8 受給者が、住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合には支給を中止とする。また、中断期間中に受給者が毎月1回の面談などによる報告を怠った場合は、中止とする。
- 9 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

支給額等の変更

- 1 次の場合に限り、支給額や支給方法の変更が可能です。
 - ①住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃変更がされた場合
 - ②世帯収入額が、基準額を下回った場合で、かつ支給額が上限額に達していない場合
 - ③借主の責によらずに転居せざるを得ない場合
 - ④貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い代理受領の方法となった場合
- 2 支給額を変更するには、申請書の提出が必要となります。家賃が変わったまたは収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、担当相談員にご相談ください。

こんな時には届出が必要です

- 1 支給決定後、常用就職した場合は、就労支援員に報告し、次の書類を提出してください。
 - ①常用就職届
 - ②求人票や、契約書など、雇用契約について記載のあるもの
- 2 常用就職し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。給料が振り込まれたら、収入額を確認することができる書類（給与明細または預金通帳の写し等）を毎月相談員に提出してください。
例えば、9月に収入基準額を超える収入があった場合は、9月末の支給を中止します。収入の報告がない場合も中止となります。
- 3 自身の都合によらずに減収した方で、在籍している会社等において、就業機会が増えるなど、勤務・収入状況が改善した場合は、担当の相談員に報告が必要です。その場合、原則収入基準額を超えた月から中止とします。
- 4 妊娠、出産、育児、疾病または負傷などで就職活動ができない場合は、住居確保給付金を中断可能です。（中断中も、定期的な面談が必要）相談員にご相談ください。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、次の条件に当てはまる場合は、再支給が可能です。

- 1 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再び支給を受けることができます。（受給者の責に帰すべき重大な事由による解雇は除く。）
あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- 2 就業機会および収入を得る機会が増加した後に、再び、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに減収し、かついずれも、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合において、住居確保給付金の支給要件に該当し、上記の状況について、誓約が可能な場合に再び支給が可能です。

不正受給者への対応

虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給した給付金の全額又は一部を返還していただきます。また、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。犯罪性のある不適正受給案件については、警察に捜査協力を行うことがあります。

（参考）申請から支給までに必要な書類 確認票

チェック	必要書類
	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
	住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）
	本人確認書類（免許証や、保険証など）
	2年以内に離職・廃業または自己の都合によらず休業等で減収したことが確認できる書類（離職票、非更新通知、雇用保険受給資格者証、休業の告知など）
	収入関係確認書類（世帯員全員分 給与明細や預金通帳、年金支給通知書、雇用保険受給資格証など）
	金融資産確認書類（世帯員全員 預金通帳写しなど） ※所持している全ての預貯金通帳が必要です。
	賃貸借契約書の写し ※契約期間内の契約書である必要があります。
	入居予定住宅に関する状況通知書 または 入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）
	委任状
	（一部の方のみ）妊娠・出産・疾病・負傷で30日以上求職活動ができなかったことが証明できる証書。

【根拠資料を書面で用意できない方】

通帳が電子通帳の場合や雇用主とのやりとりがメールやライン等で印刷して提出が難しい場合は、スマートフォン上のデータをスクリーンショットして、下記アドレスにメールしてください。件名は「申請者の名前 住居確保給付金資料」としてください。

送付先メールアドレス：jiritsu01@city.fuchu.tokyo.jp

問合せ先

府中市生活福祉課自立生活支援担当（くらしと仕事の相談窓口）

TEL 042-335-4191

担当相談員 （ ）

就労支援員 （ ）